

同意人事案件資料（令和5年6月県議会）

区 分	定数	任 期	任期满后者	任期满后年月日	新たに任命しようとする者	他の現職者
収用委員会委員	7人	3年	道 満 雅 彦 釜 谷 研 造	（任期满后） 令和5年6月17日	中 尾 一 彦 藤 原 昭 一	中 川 丈 久 長 谷 川 豊 文 村 上 公 一 大 西 孝 美 森 有 美
収用委員会 予備委員	2人 以上	3年	吉 村 文 章 藤 澤 崇 夫	（任期满后） 令和5年6月17日	衣 笠 達 也 山 内 博 司	—

## 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 6 3 回 定 例 会  
第 1 日 ( 6 月 7 日 )

- 1 議長あいさつ
- 2 開会宣告
- 3 開議宣告
- 4 議席の一部変更 (一覧表配付)
- 5 会議録署名議員の指名  
齊 藤 なおひろ 議員  
上 野 英 一 議員  
門 間 雄 司 議員
- 6 会期の決定  
6月7日から6月19日までの13日間 (簡易採決)
- 7 諸般の報告
  - (1) 説明員の異動  
澤 田 隆 公安委員会委員長
  - (2) 説明員の職氏名 (一覧表配付)
  - (3) 知事から提出された議案 (件名一覧表配付)
  - (4) 令和4年度予算繰越計算書の報告 (写配付)
  - (5) 委任専決処分をしたものについて (写配付)
  - (6) 監査結果報告
    - ① 監査報告書 (写配付)
    - ② 例月現金出納検査報告書 (写配付)
- 8 議案一括上程  
第66号議案ないし第75号議案
  - (1) 知事提案説明

9 議案上程

第76号議案

- (1) 知事提案説明
- (2) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (3) 討 論  
丸 尾 ま き 議員（反対）
- (4) 表 決（起立採決）

10 休会議決

6月8日から11日までは議案熟読のため（簡易採決）

11 日程通告

次の本会議は6月12日（月）午前10時再開

12 散会宣告

第 3 6 3 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 1 号）

令和 5 年 6 月 7 日  
午前 1 1 時開会

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 第 6 6 号議案ないし第 7 5 号議案  
知事提案説明
- 第 6 第 7 6 号議案  
知事提案説明  
討 論  
表 決

議 席 一 部 変 更 一 覧 表

R5.6.7～

議 席 番 号		氏 名
変更前	変更後	
70	53	長 岡 壯 壽
53	54	石 井 秀 武
71	69	藤 田 孝 夫
69	70	黒 川 治
72	71	藤 本 百 男
54	72	内 藤 兵 衛

# 議 席 表

R5.6.7～

80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
斉藤 なおひろ	増 山 誠	門 隆 志	迎 山 志 保	谷 井 いさお	石 川 憲 幸	奥 谷 謙 一	大 豊 康 臣	内 藤 兵 衛	藤 本 百 男
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
高橋 みつひろ	徳 安 淳 子	鏝 木 良 子	中 田 英 一	伊 藤 勝 正	北 川 泰 寿	松 本 裕 一	橘 秀 太 郎	藤 田 孝 夫	黒 川 治
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
大 矢 卓 志	青 山 暁	飯 島 義 雄	橋 本 成 年	島 山 清 史	越 田 浩 矢	石 井 秀 武	長 岡 壯 壽	原 テツアキ	大 前 はるよ
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
なかい 隆晃	住 本 陽 子	長 崎 寛 親	黒 田 一 美	天 野 文 夫	小 泉 弘 喜	北 野 実	伊 藤 傑	浜 田 知 昭	北 浜 みどり
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
丸 尾 ま き	大 原 隼 人	赤 石 ま さ お	竹 内 英 明	麻 田 寿 美	竹 尾 と も え	谷 口 俊 介	水 田 裕 一 郎	北 口 寛 人	松 井 重 樹
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小 林 昌 彦	佐 藤 良 憲	さ か た た か の り	前 田 と も き	菅 雄 史	里 見 孝 枝	岡 つよし	吉 岡 た け し	村 岡 真 夕 子	中 田 慎 也
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
前 井 ま き	庄 本 え つ こ	中 村 大 輔	脇 田 の り か ず	北 上 あ き ひ と	松 尾 智 美	長 瀬 た け し	戸 井 田 ゆ う す け	富 山 恵 二	風 早 ひ さ お
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
橋 本 け い ご	久 保 田 け ん じ	北 村 智	白 井 た か ひ ろ	小 西 ひ ろ の り	大 塚 公 彦	伊 藤 栄 介	大 上 和 則	白 井 か ず や	太 田 や す ふ み

演壇

演壇

議長

局長

地方自治法第121条の規定により説明  
のため議場に出席を求めた者の職氏名

第363回定例会

知事	齋藤元彦
副知事	片山安孝
副知事	服部洋平
公営企業管理者	梶本修子
病院事業管理者	杉村和朗
防災監兼危機管理部長	遠藤英二
技監	八尋裕
会計管理者	城友美子
総務部長	小橋浩一
企画部長	守本豊
財務部長	稲木宏光
県民生活部長	井ノ本知明
福祉部長	生安衛
保健医療部長	山下輝夫
産業労働部長	原田剛治
農林水産部長	萬谷信弘
環境部長	菅範昭
土木部長	杉浦正彦
まちづくり部長	柴田和弘

財 務 部 次 長	中 之 藺 善 明
財務部総務課長・財政課長	金 澤 友 道
選挙管理委員会委員長	石 堂 則 本 (6月14日を除く)
同 委 員 会 委 員	下 地 光 次 (6月14日のみ)
教育委員会教育長	藤 原 俊 平
公安委員会委員長	澤 田 隆 (6月12日、13日、14日、15日を除く)
同 委 員 会 委 員	勝 田 仁 美 (6月12日のみ)
同 委 員 会 委 員	小 西 新右衛門 (6月13日のみ)
同 委 員 会 委 員	津 田 隆 雄 (6月14日のみ)
同 委 員 会 委 員	大 内 ますみ (6月15日のみ)
警 察 本 部 長	村 井 紀 之
人事委員会委員長	田 中 基 康
監 査 委 員	小 畑 由 起 夫

知 事 か ら 提 出 さ れ た 議 案

第 3 6 3 回 定 例 会

令 和 5 年 6 月 7 日

- 第 6 6 号議案 令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 7 号議案 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 8 号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 9 号議案 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 0 号議案 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 1 号議案 損害賠償額の決定
- 第 7 2 号議案 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更
- 第 7 3 号議案 県営明石舞子北第 1 住宅第 2 期建築工事請負契約の変更
- 第 7 4 号議案 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の変更
- 第 7 5 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の締結
- 第 7 6 号議案 収用委員会の委員及び予備委員の任命の同意

本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項・新旧対照表

1 理由

新任期最初の定例会開催を迎えるにあたり、議場の移転に伴う所要の整備を行うこととあわせ、本会議における質疑・質問にかかるこれまでの申し合わせや確認事項を改めて整理し、下記のとおり申し合わせを行う。

2 内容

下表案のとおり

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p><b>1 質疑・質問の方式</b></p> <p>代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。</p> <p>(1) 一括質問・一括答弁方式 (<u>従来の方式</u>。以下「一括方式」という。)</p> <p>質疑・質問者(以下「質問者」という。)が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。</p> <p>(2) 一問一答方式 (<u>従来の予算・決算特別委員会の方式</u>)</p> <p>ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p>	<p><b>1 質疑・質問の方式</b></p> <p>代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。</p> <p>(1) 一括質問・一括答弁方式 (以下「一括方式」という。)</p> <p>質疑・質問者(以下「質問者」という。)が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。</p> <p>(2) 一問一答方式</p> <p>ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）</p> <p>ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p> <p><b>2 再質疑・再質問</b></p> <p>(1) 時間</p> <p>再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。</p> <p>(2) 内容</p> <p>再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。</p>	<p>(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）</p> <p>ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p> <p><b>2 再質疑・再質問</b></p> <p>(1) 時間</p> <p>再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。</p> <p>(2) 内容</p> <p>再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>イ <u>一問一答方式及び分割方式において再質疑・再質問を行う場合には、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問であることを発言の最初に必ず明らかにする。</u></p> <p>ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p>	<p>イ <u>再質疑・再質問を行う場合には、発言の最初に、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問を行う旨を必ず明らかにする。</u> <u>なお、答弁に対する簡単な意見表明(コメント)を行う場合にも、発言の最初に、その旨を明らかにする。</u></p> <p>ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>オ <u>再質疑・再質問は、質問者が一問ごとに再質疑・再質問を行い、その都度答弁者が再答弁し、再質疑・再質問と再答弁を交互に行う。</u></p> <p>カ <u>再質疑・再質問について、次のことは慎む。</u></p> <p>① <u>通告書に記載した項目の範囲内と考えられるものの、最初に発言のあった質疑・質問の要旨とは明らかに関係のない再質疑・再質問、詳細な数字を求める再質疑・再質問。</u></p> <p>② <u>あらかじめ準備した原稿を読み上げるなどセレモニー化した再質疑・再質問。</u></p>	<p>本会議の質疑・質問に関する確認事項 (H24. 11. 27 確認)</p> <p>2(1)を踏まえ補足</p> <p>同上 2(2)</p> <p>同上 2(3)</p>

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p><b>3 発言通告</b></p> <p>(1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。</p> <p>(2) 発言通告書には、発言の方式(一括・分割・一問一答方式)を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。</p> <p><b>4 質疑・質問の順序</b></p> <p>上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。</p> <p><b>5 質疑・質問の場所</b></p> <p>(1) 一括方式の場合</p> <p>一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇(以下「正面の演壇」という。)で行う。</p> <p>答弁(再答弁を含む)の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇(以下「質問者用の演壇」という。)の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。</p> <p>(2) 一問一答方式及び分割方式の場合</p> <p>一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問又</p>	<p><b>3 発言通告</b></p> <p>(1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。</p> <p>(2) 発言通告書には、発言の方式(一括・分割・一問一答方式)を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。</p> <p><b>4 質疑・質問の順序</b></p> <p>上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。</p> <p><b>5 質疑・質問の場所</b></p> <p>(1) 一括方式の場合</p> <p>一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇(以下「正面の演壇」という。)で行う。</p> <p>答弁(再答弁を含む)の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇(以下「質問者用の演壇」という。)の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。</p> <p>(2) 一問一答方式及び分割方式の場合</p> <p>一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。</p> <p><b>6 答弁の場所及び順序</b></p> <p>(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。</p> <p>(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。</p> <p>(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。</p> <p>なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。</p> <p><b>7 質疑・質問の趣旨確認</b></p> <p>(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。</p> <p>(2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。</p> <p>(3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。</p> <p>(4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言</p>	<p>又は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。</p> <p><b>6 答弁の場所及び順序</b></p> <p>(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。</p> <p>(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。</p> <p>(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。</p> <p>なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。</p> <p><b>7 質疑・質問の趣旨確認</b></p> <p>(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。</p> <p>(2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。</p> <p>(3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。</p> <p>(4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>は正面の演壇で行う。</p> <p><b>8 質疑・質問の時間</b>          質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申し合わせ事項」(昭和50年5月22日議会運営委員会決定)のとおり、原則として代表質問にあつては60分(質問40分、答弁20分)、一般質問にあつては45分(質問30分、答弁15分)を目途とする。</p> <p><b>9 残時間表示器</b>  <u>(1) 質問者用の演壇にも残時間表示器を設置し、正面の演壇の当該表示器と併せて常時使用する。</u>  <u>(2) 申し合わせ時間の残り時間がわずかになった場合及びゼロになった場合には、正面の演壇の警告灯が点灯するので、質問者及び答弁者双方とも留意するものとする。</u></p> <p><b>10 その他</b>          (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。          なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。          (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、質疑・質問と関係のない冗長な発言は慎むものとする。</p>	<p>は正面の演壇で行う。</p> <p><b>8 質疑・質問の時間</b>          質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申し合わせ事項」(昭和50年5月22日議会運営委員会決定)のとおり、原則として代表質問にあつては60分(質問40分、答弁20分)、一般質問にあつては45分(質問30分、答弁15分)を目途とする。</p> <p><b>9 残時間表示器</b>  <u>議場内に残時間表示器を設置し、常時使用する。</u></p> <p><b>10 その他</b>          (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。          なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。          (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、<u>質疑・質問と関係のない冗長な発言、答弁に対する感謝の言葉は慎むものとする。</u></p>	<p>本会議場移転に伴う          所要の改正</p> <p>本会議の質疑・質問に関する確認事項          (H24. 11. 27 確認)</p>

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>(3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。</p> <p>(4) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。</p>	<p><u>なお、質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質疑・質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、答弁後の質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明（コメント）は、良識の範囲内で認める。</u></p> <p>(3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。</p> <p><u>(4) 質疑・質問の終わり方については、質疑・質問が終わりであることを宣告する場合でも会議規則第51条の規定に基づき、議長に発言の許可を得てから行う。</u></p> <p><u>(5) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。</u></p>	<p>1 (1)、3 (1)、1 (2)</p> <p>同上 3 (2)</p>

### 3 現行の申し合わせ等の取扱

「質疑・質問時間の遵守に関する申し合わせ事項」（平成14年10月25日議会運営委員会確認）、「質疑・質問に関する申し合わせ事項」（平成24年5月7日議会運営委員会確認）、「本会議の質疑・質問に関する確認事項」（平成24年11月27日議会運営委員会確認）は廃止する。

# 残時間表示器

正面演壇から



議員議席側から



【議場（大会議室）】

## 《表示例》



質問開始時（一般質問）～



～ 残時間 減 ～

～ 残り1分未満 ～



～ 時間満了時（ゼロ表示）



## 本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項

(令和5年 月 日議会運営委員会確認)

### 1 質疑・質問の方式

代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。

(1) 一括質問・一括答弁方式（以下「一括方式」という。）

質疑・質問者（以下「質問者」という。）が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。

(2) 一問一答方式

ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）

ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

### 2 再質疑・再質問

(1) 時間

再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。

(2) 内容

再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。

(3) 留意点

ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。

イ 再質疑・再質問を行う場合には、発言の最初に、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問を行う旨を必ず明らかにする。

なお、答弁に対する簡単な意見表明（コメント）を行う場合にも、発言の最初に、その旨を明らかにする。

ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

オ 再質疑・再質問は、質問者が一問ごとに再質疑・再質問を行い、その都度答弁者が再答弁し、再質疑・再質問と再答弁を交互に行う。

カ 再質疑・再質問について、次のことは慎む。

- ① 通告書に記載した項目の範囲内と考えられるものの、最初に発言のあった質疑・質問の要旨とは明らかに関係のない再質疑・再質問、詳細な数字を求める再質疑・再質問。
- ② あらかじめ準備した原稿を読み上げるなどセレモニー化した再質疑・再質問。

### 3 発言通告

- (1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。
- (2) 発言通告書には、発言の方式（一括・分割・一問一答方式）を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。

### 4 質疑・質問の順序

上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。

### 5 質疑・質問の場所

- (1) 一括方式の場合

一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇（以下「正面の演壇」という。）で行う。

答弁（再答弁を含む）の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇（以下「質問者用の演壇」という。）の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。

(2) 一問一答方式及び分割方式の場合

一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問又は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。

## 6 答弁の場所及び順序

(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。

(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。

(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。

なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。

## 7 質疑・質問の趣旨確認

(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。

- (2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。
- (3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。
- (4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言は正面の演壇で行う。

## 8 質疑・質問の時間

質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申合せ事項」（昭和50年5月22日議会運営委員会決定）のとおり、原則として代表質問にあつては60分（質問40分、答弁20分）、一般質問にあつては45分（質問30分、答弁15分）を目途とする。

## 9 残時間表示器

議場内に残時間表示器を設置し、常時使用する。

## 10 その他

- (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。

なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。

- (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、質疑・質問と関係のない冗長な発言、答弁に対する感謝の言葉は慎むものとする。

なお、質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質疑・質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、答

弁後の質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明（コメント）は、良識の範囲内で認める。

- (3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。
- (4) 質疑・質問の終わり方については、質疑・質問が終わりであることを宣告する場合でも会議規則第51条の規定に基づき、議長に発言の許可を得てから行う。
- (5) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 3 回 定 例 会)

月 日 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 6月12日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党) 奥 谷 謙 一	(維 新 の 会) 斉 藤 なおひろ	(公 明 党) 小 泉 弘 喜	(ひょうご県民連合) 中 田 英 一	
第 2 日 6月13日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党) 風 早 ひさお	(維 新 の 会) 大 原 隼 人	(公 明 党) 天 野 文 夫	(ひょうご県民連合) 小 西 ひろのり	(自 民 党) 松 井 重 樹
第 3 日 6月14日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党) 長 瀬 たけし	(維 新 の 会) 長 崎 寛 親	(公 明 党) 谷 井 いさお	(ひょうご県民連合) 北 上 あきひと	(自 民 党) 北 浜 みどり
第 4 日 6月15日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党) 岡 つよし	(維 新 の 会) 飯 島 義 雄	(無 所 属) 橋 本 けいご	(維 新 の 会) 岸 口 みのる	(自 民 党) 黒 川 治